

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定によつて、三原市から、本郷都市計画公園二・二・三号東本通1号公園、二・二・四号東本通2号公園、二・二・五号東本通3号公園、二・二・六号東本通4号公園、二・二・七号東本通5号公園、二・二・八号東本通6号公園、二・二・九号東本通7号公園、二・三・三・一号東本通8号公園の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定によつて、当該図書の写しを広島県土木局都市計画課において縦覧に供する。

平成二十五年八月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦